

第 3 回 新型コロナウイルス感染症対策  
調査特別委員会資料

2 教育現場等の対応

調査・検討

(1) 小中学校、高等学校、特別支援学校

ア 登校・授業

イ 学校行事

(教育庁・総務部)

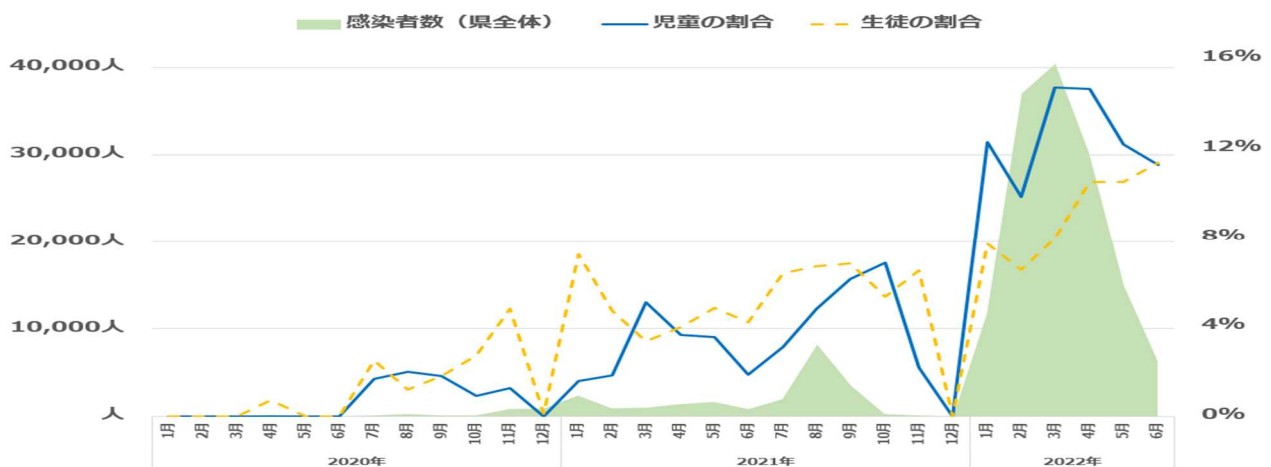
令和 4 年 7 月 2 5 日 (月)

## 1 現状・課題（全体像）

### （1）現状

- 文部科学大臣が令和2年2月28日、児童生徒や教職員の感染リスクにあらかじめ備えるとの観点から全国の各学校の設置者に対して一斉の臨時休業を行うよう要請したことを踏まえ、本県では県立学校を臨時休業にするとともに、市町村や私立学校に対しても同様の対応を取るよう要請した。
- 令和2年5月6日以降、県内で感染者が確認されない状態が続いたことから、令和2年6月8日から、感染症対策を徹底の上、通常登校・通常授業を実施することとした。
- その後は原則、通常登校・通常授業を継続するとともに、感染状況に応じて、リモート学習や分散登校を実施した。

### 【本県の感染者数と児童・生徒が占める割合の推移（R4.6.30現在）】



### （2）課題

- 第1波（令和2年3月～5月）から第2波（令和2年7月～9月）にかけては、学校再開に向けて、児童生徒の学習機会を確保するため、登下校や授業、給食、学校行事などの場面に応じて、各学校が準拠すべきガイドラインを作成する必要があった。
- 第5波（令和3年7月～9月）及び第6波（令和4年1月～3月）においては、児童生徒や教職員の感染リスクを抑制しつつ、児童生徒の学びを保障するため、学校や地域の感染状況によっては、臨時休業時のリモート学習や分散登校を実施する必要があった。
- 学校教育活動を継続するため、基本的な感染症対策を徹底し、学習計画や内容を見直し工夫する必要があった。

## 2 県の取組内容

### (1) 学校における感染症対策と学習機会の確保

#### ① 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン 〈令和2年6月策定、随時更新〉

小中学校、高等学校及び特別支援学校ごとにガイドラインを作成し、感染症対策の基本的な考え方に加え、登校や授業、給食、学校行事などの場面ごとの感染症対策を明示。

※ 私立学校に対しても上記ガイドライン等を送付し、感染症対策を実施する上で参考とするよう周知。

#### 【新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの主な内容】

##### ア 新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方

- 手洗いや換気、マスク着用といった基本的な感染症対策の徹底。
- 感染拡大リスクが高い「3つの密（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）」を避ける。
- 感染への不安等により登校しない場合には、欠席扱いとしない。

##### イ 登下校

- 校門や昇降口、玄関口等での密集が起こらないよう指導。
  - ※ 状況により登下校の時間帯を分散させるなどの工夫を検討。
- 原則としてマスクを着用。
  - ※ 夏期は熱中症のリスクが高くなるため、マスクを外すよう指導。

##### ウ 授業

- 机の間隔を空ける。
- 近距離での対面形式を避ける。
- 大声での発言を避ける。
- 感染リスクが高い以下の学習活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を徹底した上で実施するほか、リスクの低い学習活動への変更を検討。
  - ・ 児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等
  - ・ 室内で児童生徒が近距離で行う合唱、リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏
  - ・ 児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
  - ・ 外部と交流する活動（校外の事業所等への訪問等） 等

##### エ 給食

- 配膳時のマスク着用の徹底。
- 給食前後における流水と石けんによる手洗いの徹底。
- 給食当番や教職員に係る配膳前の健康観察。

**オ 学校行事**

**(ア) 修学旅行等**

- 地域の感染状況等を踏まえ、感染防止対策の確実な実施や保護者などの理解と協力を得ることを前提に、実施時期や交通手段、方面などについて検討。
- 実施に当たり、感染防止策の事前指導、児童生徒や同居する家族等の健康観察を徹底。
- 当面の対応として修学旅行等の実施を取り止めた後も、改めて実施できないか検討。

**(イ) 運動会等**

- 3密を避け、実施内容や方法（半日での開催など）、実施時期を検討。
- 児童生徒が密集する運動や、児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、実施の見合わせを検討。
- 児童生徒による応援、保護者等の参観、児童生徒や保護者等の昼食等において人が密集しないよう工夫し、保護者等に対しても、基本的な感染症対策の徹底を依頼。

- ② 県立学校教育活動継続支援事業(県立学校再開緊急対策事業) <令和2年度～>  
感染症対策と子どもたちの学びの保障を両立できるよう、県立学校における感染症対策の取組に必要な経費を支援。

**【主な取組内容】**

- ・ 消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品の購入
- ・ 教室等の清掃・消毒作業の実施
- ・ 教室等における3密対策として、換気を徹底するためのサーキュレーター及びCO<sub>2</sub>モニター等の購入
- ・ 感染防止の徹底のため、保健室等の衛生環境の向上に必要な備品等の購入  
※ 私立学校においても、国の補助制度を活用し、新型コロナウイルス感染症対策に当たって必要な物品購入等を実施。

③ 学校サポーター配置事業

学校再開後における授業カリキュラムを円滑に進め、児童生徒の学びを保障するため、児童生徒の健康管理、授業準備、保護者への連絡等の業務を行う学校サポーター（教員免許状は不要）を市町村立学校に配置。

年度	市町村立学校数 (a)	学校サポーター配置校数 (b)	配置割合 (b)/(a)
R2年度	688校	591校	85.9%
R3年度	676校	523校	77.4%

※ 私立学校においても、臨時休校等に伴う未指導分の補習、児童生徒の健康管理、学校施設の消毒など、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で発生した業務を行うために必要な追加的人材を配置できるよう支援。

【調査・検討を行う分野】登校・授業、学校行事

④ 感染拡大期におけるリモート学習等の実施

感染拡大期においては、感染リスクを抑制するとともに、児童生徒の学習機会を確保するため、学校や地域の感染状況に応じてリモート学習や分散登校を実施したほか、修学旅行等の学校行事を制限。

【リモート学習等の実施状況】

○ 第1波

	登校・授業等	学校行事
※ 県立 高校等	R2/3/2(月)～春休み 4/8(水)～5/17(日) 5/18(月)～5/24(日) 5/25(月)～6/7(日) <授業動画の作成・配信や課題の配布等により学習機会を確保>	R2/3/2(月) ～春休み ・延期又は中止 4/8(水)～6/7(日) ・延期又は中止 ※入学式は人数制限等の工夫をして実施

※市町村立学校等にも同様の対応を要請

	登校・授業等	学校行事
県立 特別 支援 学校	R2/3/2(月)～春休み 4/8(水)～5/24(日) 5/25(月)～6/7(日) 6/8(月)～6/21(日) <授業動画の作成・配信や課題の配布等により学習機会を確保>	※県立高校等と同様の対応

○ 第2波～第4波：感染症対策を徹底の上、通常の活動を実施

○ 第5波

	登校・授業等	学校行事
※ 県立 学校	R3/8/16(月)～9/19(日) 9/20(月)～9/30(木) ・リモート学習 ・分散登校とリモート学習の併用	R3/8/16(月)～9/30(木) ・延期又は中止

※市町村立学校等にも同様の対応を要請

○ 第6波

	学校行事
※ 県立 学校	R4/1/27(木)～2/20(日) 2/8(火)発表～2/20(日) ・旅行先が重点措置区域となる修学旅行等は、延期又は中止 ・(旅行先に関わらず)修学旅行等は延期又は中止

※市町村立学校等にも同様の対応を要請

	登校・授業等
市町村立 小学校 (私立 小学校)	R4/1/31(月)～2/10(木) 2/8(火)発表～2/18(金) 3/14(月)～3/18(金) ・リモート学習や分散登校を要請 ・原則、リモート学習を要請 ・リモート学習や分散登校を要請(6年生は対象外)
	登校・授業等
県立 特別 支援 学校	R4/2/3(木)～2/18(金) 3/14(月)～3/18(金) ・分散登校(一部、リモート学習) ・小学部で分散登校(一部、リモート学習/6年生は対象外)

⑤ **G I G Aスクール構想に係る補助金等を活用した I C T環境の整備**

感染拡大に伴う臨時休業等を実施する場合においても児童生徒の学習機会を確保するため、1人1台端末をはじめとした I C T環境を活用。

**ア 1人1台端末(生徒用)**

**(ア) 市町村立学校、県立中学校等**

国のG I G Aスクール構想実現のための補助制度や、教育の I C T化に向けた環境整備5か年計画(2018~2022年度)に基づく地方財政措置等を活用し、令和2年度中に県内の全公立学校において整備完了。

※ 市町村立学校の1人1台端末については、県の主導のもと、OSの種類や、所有形態(購入又はリース)、希望するソフトウェア等、各市町村の希望を尊重した上で共同調達を実施。

**(イ) 県立高校等**

令和3年度の入学生から、B Y O D (Bring Your Own Device) により、1人1台端末の環境を整備。

※ 経済的な理由により端末を用意することが困難な家庭に対しては、端末の貸与や購入費用の一部を補助。

**(ウ) 私立学校**

国の補助制度を活用し、1人1台端末の整備の支援を実施。

**イ 校内のネットワーク環境**

国の補助制度等を活用するなどして、全ての公立学校(普通教室等)でWi-Fi環境の整備が完了。

私立学校においても、国の補助制度を活用し、Wi-Fi環境の整備の支援を実施。

**(2) 児童生徒の心のケア**

新型コロナウイルスへの感染リスクや外出制限など生活における様々な障害がある中、児童生徒の不安やストレスを緩和できるよう、心のケアを実施。

① **学校再開前後の心のケア対策の充実**

児童生徒の不安やストレスを把握するため、スクールカウンセラーの意見を参考に作成したアンケートを実施し、その結果を踏まえて、担任、養護教諭又はスクールカウンセラーによる面談等を実施。

② **いばらき子どもSNS相談**

中高生を対象に、SNS(L I N E)を活用した相談窓口を開設。

**【コロナ関連の相談実績】**

令和2年度：32件 令和3年度：12件 令和4年度：3件\*

※ 令和4年5月31日時点の集計

【調査・検討を行う分野】 登校・授業、学校行事

③ 「子どもホットライン」

24時間、毎日、相談を受け付ける電話相談窓口。

【コロナ関連の相談実績】

令和2年度：143件 令和3年度：32件 令和4年度：4件※

※ 令和4年5月31日時点の集計

(3) 学校給食(学校給食臨時休業対策事業【県立学校】)

保護者の負担軽減を図るため、臨時休業に伴う学校給食の中止により廃棄された食材等に係る経費(本来は保護者が負担)を県が負担。

ア 対象経費

- 学校が納入をキャンセルできずに事業者から購入した食材に係る経費
- 事業者に対して既に発注されていた食材に係る違約金
- 保護者に返金する際の銀行振込手数料 等

イ 実績

- (ア) 令和元年度(3月) : 2,527千円
- (イ) 令和2年度(4月以降) : 3,052千円
- (ウ) 令和3年度(9月) : 1,350千円

(4) 学校行事

- ガイドラインに基づき感染症対策を徹底しながら、文化祭や修学旅行などの学校行事を工夫して実施。
- 市町村教育委員会や県立高校などに対し、文化祭や修学旅行等の実施状況、行事を実施した際の感染症対策や代替方法などを調査して取りまとめ、全ての学校に周知。

① 修学旅行の実施状況 ※代替措置(遠足)を含む。

ア 公立学校

	令和3年度	令和2年度
小中学校	542校(93.0%)	487校(90.0%)
高等学校	43校(48.3%)	8校(8.5%)

イ 私立学校

	令和3年度	令和2年度
小中学校	18校(75.0%)	11校(52.4%)
高等学校	17校(58.6%)	7校(24.1%)

※()内は、実施を計画していた学校に対する割合

【調査・検討を行う分野】登校・授業、学校行事

② 文化祭の実施状況

ア 公立学校

	令和3年度	令和2年度
小中学校	251校 (67.8%)	252校 (56.0%)
高等学校	54校 (65.9%)	33校 (42.9%)

イ 私立学校

	令和3年度	令和2年度
小中学校	18校 (85.7%)	11校 (55.0%)
高等学校	27校 (96.4%)	11校 (44.0%)

※()内は、実施を計画していた学校に対する割合

(5) 児童生徒等のワクチン接種

児童生徒や保護者に対してワクチン接種の正しい情報を提供するとともに、副反応が出た場合には欠席扱いしないなど、接種しやすい環境を整備。

<参考>県内の10代ワクチン接種率(接種3回目) (R4.6.29現在)

- 12歳～19歳 : 39%

3 今後の方策

(1) ダメージを速やかに回復させるためのもの

- 新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき基本的な感染症対策を徹底するとともに、希望者がワクチンを接種しやすい環境を整備することで、学校における安全な学習環境の整備に努める。

(2) コロナ収束後さらに県民生活を発展させるためのもの

- 今般のコロナ禍において整備が加速されたICT環境の活用は、緊急時の学習機会の保障のみならず、個別最適化された学びの実現や協働的な学びの充実にも有効。
- ICTを活用した学びをさらに充実させることで、これからの時代を自ら切り開く人財を育成。



第 3 回 新型コロナウイルス感染症対策  
調査特別委員会資料

2 教育現場等の対応

調査・検討

- (1) 小中学校、高等学校、特別支援学校  
ウ 部活動

(教育庁・総務部)

令和 4 年 7 月 2 5 日 (月)

## 【調査・検討を行う分野】部活動

### 1 現状・課題（全体像）

#### （1）現状

- 部活動は、新型コロナウイルス感染症の影響により、感染リスクの高い活動を制限し、また、感染状況に応じて練習試合等を自粛するなど、様々な制約が課された。
- また、全国高等学校総合体育大会や全国中学校体育大会、全国高等学校野球選手権大会が中止されたほか、全国高等学校総合文化祭は、通常開催ではなくWEB 上での交流として開催された。

#### （2）課題

- 生徒の運動時間の減少に伴い体力を低下させることのないよう、感染症対策を徹底の上、部活動等を行う方法を検討する必要がある。
- これまで努力してきた生徒たちの集大成の場を確保するため、大会の開催方法を検討する必要がある。

### 2 県の実施内容

#### （1）「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の策定

小中学校、高等学校及び特別支援学校ごとに感染症対策のガイドラインを作成し、部活動における感染症対策を明示。

※ 私立学校に対しても上記ガイドライン等を送付し、感染症対策を実施する上での参考とするよう周知。

#### 【新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの主な内容】

##### ① 基本的な考え方

- 部活動の目的や内容、計画について、児童生徒・保護者に十分な説明を行った上で実施し、参加を強制しない。
- 各競技団体や文化芸術団体等が作成するガイドライン等を基に活動内容を検討。
- 部活動の参加者が感染した場合の連絡体制や対応手順を再確認するとともに、参加者自身による日常的な検温や体調管理などの健康観察の励行を強化し、発熱等の症状がある生徒は参加を控えるよう周知徹底。

##### ② 感染症対策

- 屋内で実施する場合は、こまめな換気や手洗い、消毒液の設置、児童生徒が手を触れる箇所の消毒を徹底。
- 器具や用具等を共用する場合は、使用前後に手洗いを行い、不必要な使い

## 【調査・検討を行う分野】部活動

回しを回避。

- 屋内において多数の児童生徒が集まり、呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動は避ける。
- ミーティングは密集を避け、指導者と生徒、生徒間の距離（最低1 m）をあけて実施。
- 練習試合、合宿等の実施については、地域の感染拡大状況や競技の特性を踏まえ、万全の感染症対策を講じた上で学校として責任をもって実施の必要性を判断する。
- 緊急事態措置区域及び重点措置地域に所在する各学校においては、以下の取組（制限）を実施。
  - ・ 近距離で組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動などの一時的な制限。
  - ・ 密集を避けるため活動時間などを工夫するとともに、活動中は大きな声での会話や応援等は行わない。
  - ・ 学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限
  - ・ 大会等の参加に当たっては、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、時間差利用、身体的距離の確保、会話を制限。

### ③ 部活動に付随する場面での対策の徹底

- 部活動前後での集団での飲食は控え、部活動終了後の速やかな帰宅を促す。
- 部室、更衣室、ロッカールーム等の共用エリアは一斉利用を避け、利用時間、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

## (2) 「感染拡大予防のための運営方針」の策定

全国高等学校総合体育大会や全国中学校体育大会が中止されたことを受け、県では、「感染拡大予防のための運営方針」を作成し、高体連や中体連に対し、可能な限り代替大会等を開催するよう要請した。

### 【「感染拡大予防のための運営方針」の主な内容】

- 代替大会等を実施する際は、運営方針を基に開催要項を作成すること。
- 各学校の授業時数の確保等に配慮し、開催日は原則、土日等を活用すること。
- ルールについては、一部変更するなど感染症対策を行うこと。
- 「健康チェックシート」を活用し、参加者の健康状態を確認すること。
- 会場への移動については、感染症対策を踏まえて移動手段等に配慮すること。
- 開催中のけがや熱中症の事故防止対策に努めること。
- 県内の感染状況や参加者の感染が疑われた場合は、中止・延期等の適切な対応に努めること。

【調査・検討を行う分野】部活動

(3) 感染状況に応じた部活動等の制限

感染拡大期においては、生徒の感染を防止するため、県立学校の部活動を制限するとともに、大会主催団体に対して大会の延期又は中止を要請した。

※ 市町村立学校及び私立学校等にも同様の対応を要請

○ 第1波

R2/3/2(月)～3/23(月)	・活動自粛
4/8(水)～4/13(月)	・活動自粛(感染拡大要注意市町村10市町の学校のみ)
4/14(火)～5/17(日)	・活動自粛
5/18(月)～6/7(日)	・分散登校の実施に併せ、感染症対策を徹底の上、徐々に活動を再開

○ 第2波：感染症対策を徹底の上、通常どおり活動

○ 第3波

R3/1/18(土)～2/22(土)	・県内大会は、主催団体に延期又は中止を要請 ・県立学校は、他校との練習試合、合宿等を中止 (感染症対策を徹底し、自校のみの活動)
--------------------	--

○ 第4波～第5波

R3/4/29(木)～5/5(水)	・県外との練習試合や交流、合宿は自粛
5/17(月)～6/16(水)	・県外との練習試合や交流、合宿は自粛 ・練習試合や交流、合宿等は自校を含め2校以内
6/17(木)～7/29(木)	・緊急事態宣言対象地域及びまん延防止等重点措置区域に所在する学校との練習試合、交流及び合宿等は自粛
R3/7/30(金)～8/5(木)	・緊急事態宣言対象地域、まん延防止等重点措置区域及び県内の感染拡大市町村に指定された地域に所在する学校との練習試合、交流及び合宿等は自粛 ・練習試合や交流、合宿等は自校を含め2校以内
8/6(金)～8/15(日)	・自校での活動のみとし、他校との練習試合、交流、合宿等は自粛
8/16(月)～9/19(日)	・部活動全面禁止
9/20(月)～9/30(木)	・平日の活動は2時間以内、休日の練習は原則禁止 ・自校での活動のみとし、他校との練習試合、交流、合宿等は自粛 ・県内大会は、主催団体に延期又は中止を要請

○ 第6波

R4/1/27(木)～2/7(月)	・重点措置区域に所在する学校の練習試合、交流、合宿等は、本県に所在する学校同士で、自校を含め2チーム以内 ・県内大会は、主催団体に延期又は中止を要請 ・合宿等の宿泊を伴う活動は自粛
2/8(火)～2/20(日)	・部活動は原則禁止(年度内に大会を控えている部に限り、特にリスクの高い活動を避け、自校のみで活動) ・県内大会は、主催団体に延期又は中止を要請 ・上位大会は、陰性を確認して参加
2/21(月)～3/21(月)	・他校との練習試合、交流、合宿等は自粛

## 【調査・検討を行う分野】部活動

### (4) スポーツ少年団

部活動で実施している感染症対策や大会の実施方法等について、県スポーツ協会を通じて随時、スポーツ少年団に周知。

#### 【参考：令和3年度におけるスポーツ少年団及び団員の数】

	水戸地区	県北地区	鹿行地区	県南地区	県西地区	合計
団数	295	155	121	377	270	1,218
団員数	6,618	3,416	2,709	8,781	4,479	26,003

### 3 今後の方策

- 生徒の運動時間の減少に伴い体力を低下させることのないよう、感染症対策を徹底の上、できる限り通常の部活動を継続するとともに、大会等、生徒たちの集大成の場の確保に努める。